

就いては、慶長十六年七月及び十七年十月の法令に、『をどり並辻すまふ、是亦停止候。』とあるが、禁止せられたのは辻相撲で、宮相撲の如きは固よりこの限りでなかつたらう。螢の光に據れば、寶曆以前に於ける小松地方の相撲は、土俵を設けることなく、觀者の輪を作る間に立ち、腰を屈め、膝に手を置いて相對し、行司の團扇を引くを待つて相搏つたとある。これは相撲傳書に、『古法は人屋形とて、相撲取るべき場所、三四間も離、圓形に人並居て、其屋に押込れ、起揚らざるを貞とす。』といふ方法に等しいが、この頃から都會勸進相撲の風に倣うて土俵を築くことが初つた。次いで明和八年 鬼界島岩右衛門・廣田權八等の來つて興行してから角道大に勃興し、金澤の源氏崎虎之助、松任の茂松又吉最も名高く、後また淺尾山七郎右衛門・三國山忠平・碓網平兵衛・若浪與右衛門・大湊善助・鬼ヶ谷太兵衛・龍田川安兵衛・袖の海平兵衛・七湊太助・友見崎平左衛門・常盤川孫三郎・犀川了助・白川松之助等を出し、安永・天明に亙る地方角界の最盛時機を現出した。

スマフチヨウ 相撲町 金澤の舊町名。御相撲町とも呼んだ。前田利常相撲の者を多く召抱へられ、居邸を此の地に賜はつた故に稱したといはれる。

スマカタラクガン 墨形落雁 金澤に産する長方形の落雁干菓子。禁裏に献納したから御所落雁ともいひ、又篆書で長生殿の字様を表面に浮彫としてあるので、墨形落雁とも稱した。

スマミガマ 炭釜 スマン 河北郡金浦郷に屬する部落。

スミノミヤウチ 炭宮氏 加賀の刀工兼春及び兼則の二系は、共に炭宮氏を稱し、その作を炭宮物といはれる。

スミノミヤガハ 炭宮川 金澤鬼川の末で、今はすゞめ川と呼び誤つてゐる。

スミヨシ 住吉 石川郡富樫庄に屬する部落。

スミヨシイハ 住吉岩 石川郡白山(部落名)なる歌占の浦附近にあつた浦宮は、住吉四神を祭神とした。その社址を今住吉田といひ、そこにある大石を住吉岩といふ。

スミヨシガハ 住吉川 ↓ピラガハ 比良川。

スミヨシシヤ 住吉社 石川郡野々市に鎮座する。大乘寺がこの地に在つた時の鎮守で、毎年正月同寺の和尚が來り、餅撒をする例であつたと龜尾記に書いてゐる。社地に銀杏の古木がある。高さ二二米。倭漢三才圖會に、『野々市有 大木銀杏樹。』といふもの即ち是である。木村九左衛門孝信の墓標であると言はれる。

スミヨシヤリヨウ 住吉社領 加賀國有富庄が、攝津の住吉社領であつたことは、延徳二年七月の文書に見える。

スミヨシジンジャ 住吉神社 能美郡安宅に鎮座する。源平盛衰記に『壽永二年五月平家は越前國を打隨へ、加賀國へ亂入す。源氏は篠原に城郭を構へて有りけれども、堪へずして安宅渡・住吉濱に引退いて陣を取る。』と見える住吉濱の舊社で、文化三年の由來記に治暦二年の草創と記してゐる。越登賀三州志に、安宅に今二ツ堂と號する住吉社があり、神名帳には載せぬが九百年に及ぶといはれる。

スミヨシハマ 住吉濱 ↓スミヨシジンジャ 住吉神社(能美)。

スミヨシヤソジャク 住吉屋楚雀 金澤の俳人。通稱次郎右衛門。希因の門に學び、所居を渭竹庵とも水卷亭ともいうた。麥水の三州奇談は楚雀の稿本をもととしたものであるといふ。また俳書北の梅の編著がある。

スヤゴンシチ 酢屋權七 慶長六年前田利常夫人が江戸から來嫁した時、幼年であつたので、道中の輿を添へる爲從行した。三童開書に、『徳川二代將軍秀忠公の姫君、いまだ幼少にまし／＼といへども、利光卿(利常)へ御縁組ありとて金澤へ御入興、路次中の御慰とて、酢屋の權七銀の立烏帽子に朱の丸付けて、直垂の裝束にて、御輿の先に頭をふり躍狂言をいたし、其の間には小歌の上手に歌うたはせ、諸藝をつくし金澤へ入らせらる。』とある。子孫世々酢屋權七といひ、天保・弘化の頃は町會所の肝煎役をつとめ、その居地に權七辻の名を遺した。

スルガチヨウ 駿河町 金澤の舊町名。芳齋町の邊で、昔小幡駿河の居邸があつたためと稱といふ。

スロイス 和蘭一等軍醫ペイ・ア・スロイス は、明治三年伍堂卓爾の帶歐中、アムステルダムに於いて、馬島瑞謙(會津・武谷俊三 編譯人、後原田)

神戸清右衛門の立會により、金澤藩へ三年雇聘の契約をなしたもので、月給は墨西牙銀四百弗に相當する邦貨とし、旅行支度金としてその二ヶ月分を前借し、旅費は往路七百弗を支給し、住宅を貸與するものとせられた。四年三月スロイス着任し、大手町寺西氏の舊邸に入り、次いで城内玉泉院丸に居館を興して、醫學館の教師となつたが、五年二月に至り教授科目が過多であるとの理由を以て、就職の時に溯り更に二百弗を加俸することとなつた。醫學館は五年四月廢せられ、有志の協力によつて維持する金澤病院になつたが、スロイスは尙七年九月に至るまで在勤した。

スワイギン すわみ銀 ↓ギンズワイ 銀仲。

スワジンジャ 諏訪神社 金澤野田寺町に鎮座し、もとは諏訪八幡と呼んだ。貞享二年の由來書に、前田利常の時野村宗順(重猶)・大平右京が申上げて、御鷹の祈禱の爲に之を建立したとあつて、二人は鷹匠頭であつた。もと眞言宗理證院が別當として奉祀してゐたが、明治元年神佛混淆を禁止せられた後、武田監物と改稱して神職となり、社號を諏訪神社と稱した。

スワノ 諏訪野 石川郡野々市に在つた。官地論長享二年高尾城攻の條に、『劍・白山の衆徒僉議しけるは、國中の大事はにすぐべからず。いざ合力せんと其勢二千餘人諏訪口に陣どる。』また、『能美郡の軍兵宇津呂備前守を大将として五千餘騎、布市諏訪、森に陣をとる。』とあり。石川訪古遊記には富樫館を去ること南行千七百七十七武諏訪野に至るといふもの是である。